

鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例

昭和62年3月26日鞍手町条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鞍手駅関連施設の設置及び管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 鞍手駅関連施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
管理棟	福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧574番地
駐車場	〃 〃
駐輪場	〃 〃
バス転向場他	〃 〃

(業務)

第2条の2 鞍手駅関連施設においては、次の業務を行う。

- (1) 管理棟の維持管理に伴う鞍手駅の管理運営に関する業務
- (2) 駐車場整理料の徴収に伴う駐車場の管理運営に関する業務
- (3) 駐輪場等の施設維持管理及び清掃に関する業務
- (4) その他施設の管理運営に関して、町長が必要と認める業務

(禁止行為)

第3条 鞍手駅関連施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等の駐車を妨げ、又は損傷するような行為をすること。
- (2) 鞍手駅関連施設若しくは附属設備を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品又は悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- (4) 前3号のほか、鞍手駅関連施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 町長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者の鞍手駅関連施設の利用を拒むことができる。

(営業行為)

第4条 鞍手駅関連施設及びその敷地内において営業行為をしてはならない。ただし、町長の承認

を受けた場合は、この限りでない。

(駐車場の整理料)

第5条 駐車場を利用する者は、自動車1台につき、日額300円の駐車場整理料を納付しなければならない。この場合において、1日に満たないときは1日とし、翌日以降引き続き駐車するときは、1日当たり300円を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、月極の駐車場整理料は、自動車1台につき、月額4,000円とする。

3 前2項に規定する駐車場整理料には、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を含むものとする。

(駐輪場の整理料)

第6条 自動二輪車、軽二輪車、原動機付き自転車及び自転車は、駐輪場に駐輪するものとし、この場合、整理料は徴収しない。

(監督処分)

第7条 町長は、利用者がこの条例の規定に違反したときその他駐車場等の管理上支障が生じたときは、自動車等及びその他の物件の所有者又は管理者に対し、その所有又は管理に係る自動車等を駐車場等から移動、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置を命ぜられるべき者を確知できないときは、当該措置を自ら行うことができる。なお、当該措置を行うために要した費用については、当該自動車等の所有者又は管理者の負担とする。

3 町長は、緊急のため必要あるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条及び第64条の規定を準用するものとする。

(休止及び廃止)

第8条 町長は、駐車場等の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場等の利用を一部又は全部にわたり休止及び廃止することができる。この場合においては、当該駐車場等の見やすい箇所に、その旨を掲示しなければならない。

(損害賠償)

第9条 鞍手駅関連施設又は設備を棄損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 駐車場及び駐輪場内での自動車等に対する盗難、悪戯、災害等により生じた損害、被害について町は、一切の責任を負わないものとする。

第10条 削除

(指定管理者の指定)

第11条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、鞍手駅関連施設の管理を、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(管理の基準)

第12条 前条の規定により、鞍手駅関連施設の管理を指定管理者が行う場合にあっては、この条例中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、町長のみが行うことができる次に掲げる権限については、指定管理者は行うことができない。

- (1) 駐車場整理料の強制徴収
- (2) 審査請求に関する裁決
- (3) 施設の目的外使用許可
- (4) 法律その他の規定により、町長のみが行うことができると定められている事項

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、鞍手駅開業の日から適用する。

附 則 (昭和62年12月23日条例第28号)

この条例は、昭和63年1月4日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例、鞍手町営葬斎場条例、鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例、鞍手町都市公園条例、鞍手町体育施設設置及び管理に関

する条例、鞍手町立学校教育施設使用に関する条例及び鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月17日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月22日条例第 4 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月20日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場整理料の納付について適用し、同日前に納付済の駐車場整理料については、なお従前の例による。